

(様式第1号)

令和 年 月 日

秋田市長 穂 積 志 様

## 秋田県賃貸型応急住宅入居申込書

「災害救助法の適用を受ける災害時における賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実と相違ありません。

### 【申込者】

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所 (避難前の住所)	〒	
現在の居住地 (避難施設等)	現在の居住地について、下記のいずれか○をしてください。 ・避難所 ・ホテル旅館 ・自宅 ・親戚、友人宅 ・その他 ( )	
	※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。 ※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。	
電話番号		

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

### 【申込み住宅の概要】

・別添「入居希望物件概要書」のとおりとする。

【入居希望期間】 ※審査の状況等により、希望と異なる期間での決定となる場合があります。

期 間	令和 年 月 日から	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで (入居日から2年以内)
-----	------------	--

【入居予定者】 申込者以外の入居予定者について記入してください。

入居する親族等	氏 名	性別	続柄	生年月日	年齢	備 考 (高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など)

**【被災状況等の確認】** 該当する項目に☑を付けてください。

1 被災した住宅の状況	<input type="checkbox"/> 住家が全壊、全焼又は流失した。 <input type="checkbox"/> 半壊（大規模半壊、中規模半壊）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない又は水害によるにおい等の影響で生活が困難 <input type="checkbox"/> 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている、住宅が被害を受けて居住することが困難となり親族宅等に身を寄せているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない <input type="checkbox"/> 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者 <input type="checkbox"/> その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
2 資力要件	自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 個人情報	記載された個人情報を、被災者支援のため、他の行政機関等に提供することの同意 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
4 その他	1 災害救助法が適用された市町村に、令和5年7月14日時点において在住していた。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 2 災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請していない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 3 既に応急仮設住宅の提供を受けていない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 4 申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 必要書類	<input type="checkbox"/> 秋田県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 入居希望物件概要書（様式第1号の2） <input type="checkbox"/> 同意書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（原本）（入居予定者全員分 続柄記載あり、マイナンバー記載なし） <input type="checkbox"/> 罹災証明書 ※ 要綱第6条(1)①②③は申込時、④は事後でも可。 <input type="checkbox"/> 申出書（様式第5号） ※ 住家が全壊、全焼又は流失した方以外。

**【注意事項】**

- ・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを秋田市が借り上げ、提供する住宅です。
- ・家賃は市町村が負担しますが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等は入居者負担となります。
- ・賃貸型応急住宅に入居した場合、他の応急仮設住宅に入居（転居）はできません。